

写

27消安第4581号
平成27年12月11日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

口蹄疫に係る防疫対策については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「年末・年始及び春節における口蹄疫に関する防疫対策の強化について」（平成26年12月8日付け26消安第4383号農林水産省消費・安全局長通知）等により、飼養衛生管理基準の確認及び指導の徹底、万が一の発生時における的確かつ迅速な初動対応の徹底等をお願いしてきたところです。

我が国での口蹄疫の発生は平成22年の宮崎県の事例以降確認されておりませんが、我が国の近隣諸国においては、引き続き口蹄疫が発生しており、特に韓国においては、昨年7月から本年4月までに188件の口蹄疫（O型）の発生が確認され、台湾においては、本年5月に約2年ぶりに口蹄疫（A型）の発生が確認されました。

また、アフリカ豚コレラについては、2006年以降、欧州やロシアにおいても発生が続いているほか、口蹄疫に症状が類似している水疱性口炎についても、昨年以降、米国において発生が続いているところです。

このような中、我が国への入国者数は年々増加しており、本年1月から10月の間で約1,631万人に達し、対前年同期比で約48%増加しております。さらに、年末・年始及び春節（平成28年2月8日）を迎えるに当たり、特にアジア地域における人・物の移動が盛んになることが見込まれることから、我が国への口蹄疫等のウイルスが侵入するリスクは依然として極めて高く、これらの疾病がいつ発生してもおかしくない状況にあると考えられ、十分に注意する必要があります。

つきましては、より一層の口蹄疫等に関する情報の共有に努め、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、我が国における口蹄疫等の発生を防ぐため、特に下記の事項に留意の上、口蹄疫等の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 口蹄疫等に関する情報の共有について

当省から提供された口蹄疫等に関する情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫対応等に有用と考えられるものとして動物衛生課が周知するよう指定した情報については、确实かつ迅速に家畜の所有者、関係機関、関係団体等に周知すること。

2. 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

総務省による家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告も踏まえ、家畜防疫員は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第51条に基づき、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししをいう。以下同じ。）の大規模所有者（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第8号に規定する大規模所有者をいう。以下同じ。）の農場及び都道府県が必要と考える家畜の飼養農場（例えば、口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場等）に対し、防疫指針第2の2の（2）の①に規定する立入検査を平成28年2月29日までに実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。また、遵守状況の確認結果及び指導の実施状況について、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（報告の内容及び方法については、別紙1のとおりとする。）。

なお、家畜防疫員による立入検査の実施が平成28年1月以降になる農場に対しては、立入検査に先立ち、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則別記様式第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、直ちに飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

3. 畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

農場の従業員も含めた畜産関係者に対し、口蹄疫等が発生している国への渡航及び発生している国の畜産関連施設由来の郵便物等の受取りを可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合及び口蹄疫等が発生している国から郵便物等を受け取る場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

（1）渡航に当たっての留意事項

- ア 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- イ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ウ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

（2）帰国後の留意事項

- ア 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に

立ち入らないこと。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

イ 飼養衛生管理基準に基づき、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

(3) 郵便物、貨物等の受取りに当たっての留意事項

農場等の畜産関連施設由来の郵便物等は、衛生管理区域内に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

4. 口蹄疫等に関する研修会の開催及び消毒の徹底について

(1) 家畜の所有者及び畜産関連業者に加え、可能な限り、韓国、中国等の口蹄疫等発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の管理者等を対象に、口蹄疫等に関する研修会（講習会その他これに類するものを含む。以下同じ。）を開催し、口蹄疫等の防疫及び飼養衛生管理基準の遵守に係る意識の向上を図り、農場、ホテル、ゴルフ場等における消毒を徹底するよう指導すること。この際、優良事例の紹介などにより、地域の飼養衛生管理に関する意識の向上を図ること。

(2) 外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、農林水産省ホームページ等の外国語資料等を活用するなどにより、十分に周知し、必要に応じて指導すること。

（参考 URL : http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/info_animal_health.pdf）

5. 早期通報の再徹底について

家畜の所有者、獣医師等に対して、4に掲げる研修会の場も活用しつつ、法第13条の2第1項に基づき農林水産大臣が指定する症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう改めて指導を徹底すること。

6. 迅速かつ的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認について

(1) 都道府県が家畜の所有者、獣医師等から5に掲げるの届出を受けた場合には、防疫指針第3の規定に基づく対応を迅速かつ的確に行うこと。また、全ての家畜保健衛生所が手順を理解し円滑に実施できるように、演習等の機会を活用し、反復的な訓練の実施に努めること。

(2) さらに、万が一の口蹄疫の発生時に備え、防疫指針第2の2の(8)～(11)の規定に基づく市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の整備状況について改めて確認するとともに、家畜集合施設の関係者、公衆衛生部局、農場の飼養衛生管理を担っている民間獣医師等との連携を強化すること。

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

1 目的

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期すこと。

2 立入検査の対象農場

家畜の大規模所有者の農場及び都道府県が立入検査が必要と考える家畜の飼養農場を対象とする。また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこと。

なお、平成27年4月1日以降に既に立入検査が実施され、3に掲げる確認が終了した農場については、当該確認の結果をもって本通知に基づく確認に代えることができるものとする。

3 遵守状況の確認及び指導の方法

別紙2の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うこと。その際、1つの農場を複数名で確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

なお、家畜防疫員1人当たりの確認対象農場が多く、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び適切な指導を確実に実施すること。

4 報告の方法

立入検査の結果については、防疫指針第2の2の(2)の①の規定により平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行った全ての立入検査の結果と併せて、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書(Excelファイル)により、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛て(kokunai_boeki@maff.go.jp)に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成28年4月15日（金）

※ 飼養衛生管理の確認及び指導については、2に掲げる農場については、平成28年2月29日までに、それ以外は平成28年3月31日までに終了すること。

6 その他

- (1) 4に基づき提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表することとする。
- (2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、指導及び助言並びに勧告並びに命令の適切な対応をとること。
- (3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし農場の飼養衛生管理チェック表（別紙2）
（平成27年度）

チェック項目	前年度の 評価	今年度の 評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握	/	/
1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 <input type="checkbox"/>		
第二 衛生管理区域の設定	/	/
2 (1) 衛生管理区域を設定している。 (2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。		
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	/	/
3 衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。		
4 (1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 入場車両の消毒を常時行っている。		
5 (1) 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。 <input type="checkbox"/>		
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。（※） <input type="checkbox"/> (2) 更衣前の衣服は、衛生管理区域専用の衣服等で完全に覆われている。（※）		
7 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。 <input type="checkbox"/>		
8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。 <input type="checkbox"/>		
9 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。 <input type="checkbox"/>		
10 家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。（※） <input type="checkbox"/>		
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止	/	/
11 (1) 給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (2) 給水設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (3) 飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。 <input type="checkbox"/>		
13 (1) 衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。（※） (2) 防鳥ネットの設置等により畜舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。（※） (3) 防鳥ネットの設置等により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている（※）		
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保	/	/
14 (1) 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。 <input type="checkbox"/> (2) 家畜の体液（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊において、生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに（豚・いのししにおいて、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに）交換又は消毒をしている。 <input type="checkbox"/>		
15 空になった畜舎（豚・いのししに限る。）、畜房又はハッチ（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊に限る。）の清掃及び消毒をしている。 <input type="checkbox"/>		
16 家畜を適切な密度で飼養している。		

チェック項目	前年度の 評価	今年度 の評価
17 (1) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。 (※)		
(2) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。 (※)		
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	/	/
18 飼養する家畜が特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。		
19 飼養する家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>	
20 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>	
21 (1) 導入元の疾病発生状況及び導入畜の健康状態を確認後、家畜を導入している。		
(2) 導入畜が伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。		
22 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>	
第七 埋却等の準備	/	/
23 埋却、焼却又は化製処理の準備ができている。		
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管	/	/
24 (1) 衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。 (※)		
(2) 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>	
第九 大規模所有者に関する追加措置	/	/
25 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。		
26 従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。		

注1 □のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定（定期の報告）による報告項目です。□には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況（チェックの有無）を記入して下さい。

注2 評価欄には、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（業務体制上、行う必要がない）のいずれかを記入して下さい。

注3 ※の項目（6(1)及び10にあっては牛、水牛、鹿、めん羊又は山羊に限る。）は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1（*）の指導には当たりません。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

(単位:戸)

	農場数 (①+②+③)	①指導が不要であった農場数	②指導を行った農場数				③未確認の農場数(*)	(*)未確認の農場の調査実施時期及び指導中の農場の改善見込み時期
			うち、改善済	うち、改善指導中(*)	うち、前年度も改善指導中			
肉用牛	大規模農場							
	それ以外の農場							
乳用牛	大規模農場							
	それ以外の農場							
豚	大規模農場							
	それ以外の農場							
水牛								
鹿								
めん羊								
山羊								
いのしし								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

注 平成27年4月1日以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。

(記入例)

(単位:戸)

		農場数 (①+②+③)	①指導が不要であった農場数	②指導を行った農場数			③未確認の農場数(*)	(*)未確認の農場の調査実施時期及び指導中の農場の改善見込み時期	
					うち、改善済	うち、改善指導中(*)			
									うち、前年度も改善指導中
肉用牛	大規模農場	19	3	15	8	7	1	1	・(未確認農場)1戸については、5月上旬に巡回指導を実施予定。 ・(改善指導中農場)1戸について4月中に改善予定。
	それ以外の農場	30	10	20	12	8	3		

改善指導内容

(都道府県名)

項目	肉用牛		乳用牛		豚		水牛		鹿		めん羊		山羊		いのしし	
	大規模	それ以外	大規模	それ以外	大規模	それ以外	大規模	それ以外	大規模	それ以外	大規模	それ以外	大規模	それ以外	大規模	それ以外
	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●
1 防疫に関する情報の把握																
2 (1) 衛生管理区域の設定																
2 (2) 衛生管理区域の境界の明瞭化																
3 人・車両の入場制限																
4 (1) 車両用の消毒薬の常設																
4 (2) 車両消毒の実施																
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設																
5 (2) 立入者の消毒の実施																
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用(※)																
6 (2) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)																
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限																
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒																
9 海外使用物品の持ち込み制限																
10 適切に処理された食品循環資源の利用(※)																
11 (1) 給餌設備への排泄物混入防止対策																
11 (2) 給水設備への排泄物混入防止対策																
11 (3) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策																
12 飲用に適した水の給与																
13 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)																
13 (2) 畜舎への野生動物侵入対策(※)																
13 (3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策(※)																
14 (1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒																
14 (2) 使用物品の家畜ごとの交換																
15 畜舎・畜房・ハツ子の清掃及び消毒																
16 適切な密度での飼養																
17 (1) 糞尿運搬時の車両消毒(※)																
17 (2) 糞尿運搬時の飛散防止対策(※)																
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保																
19 家畜の異状時の獣医師の診療・指導																
20 毎日の家畜の健康観察																
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認																
21 (2) 導入畜の隔離の実施																
22 移動前の健康状態の確認																
23 埋却・焼却・化製処理の準備																
24 (1) 立入時の記帳等の周知(※)																
24 (2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管																
25 獣医師による定期指導																
26 従業員による通報体制の確保																
立入農場数																

注1 様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象となった農場数を実数で入力してください(うち、○は改善済、●は改善指導中)。なお、○の欄には指導が不要だった農場数は含めないようにして下さい。

注2 立入農場数の欄には、様式1-1の農場数(①+②)を記載して下さい。

注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なもの(網掛け)。なお、この項目の指導は様式1-1の指導には当たりません。